



# 事務局からのお知らせ

令和6年 12月号



## ★確定申告の相談受付の詳細は別紙をご覧ください。下記は申告期の要点

- 確定申告1月の相談予約受付は12月16日(月)9時スタート
- 確定申告2月の相談予約受付は1月7日(火)9時スタート
- 相談時間帯の指定はできません。(午前か午後で申し込みください。時間帯は当会で調整させていただきます。)
- 1・2月の平日の相談は完全予約制です。
- 2・3月中旬までの日曜日の相談は午前中です。土曜日は休みです。
- お電話でのご質問は折り返しとなります。17時以降に返答
- 会費未納の方はご相談予約はできません。(令和7年1月末までに納入下さい。)

## ★作成した書類などの責任の所在について

- 当会では、自ら税額を求め申告・納税する「申告納税制度」を前提としていますので、作成した青色申告決算書や確定申告書などの最終確認は会員の方が自ら行っていただくことになり、作成され提出された書類等は会員皆さま方の自己責任となっております。
- 当会では、皆さまがお持ちになった全ての事業上の取引についての検証や確認をすることはありませんし、例えば必要経費にならない支出について会員の方が記帳したことについて、助言をすることはありますが、全てを否認することは基本的にはありません。皆様の記帳を基に作成をすることにしております。
- 当会では、会員皆様方に対し帳簿類の作成指導をすることを目的としておりますので、作成指導中はもちろん、作成指導後の書類等のお取扱いと提出された書類等による責任は会員皆さまに属し、書類等の紛失や提出された確定申告書及び内容などの責任は、当会には一切ありません。
- もし、責任の所在を他者に委ねることにしたい場合には、会計士や税理士に確定申告書等の作成を依頼(有料)することをおすすめいたします。なお、当会では、会計士や税理士のご紹介もいたしております。

## 消費税インボイス制度導入に伴う 記帳・消費税申告指導について

令和5年10月1日より消費税インボイス制度が導入されました。インボイス制度の導入により、インボイスを申請し始めて消費税課税事業者になる方は、消費税の申告に向けて登録日から消費税に対応した記帳をしなければなりません。記帳をしていないと、消費税の申告をすることができませんので、消費税対応の記帳が非常に重要になります。

インボイス制度の説明、登録申請、消費税の申告に対応した記帳説明等の個別相談は令和7年1月24日までにお願ひします。

### ■年末調整について(相談予約不要です)

年末調整を行う時期となりました。年末調整は、給与の支払いを受ける一人一人について、毎月の給料や賞与などの支払いの際に源泉徴収した税額の合計と、その年の給与総額について納めなければならない年税額とを比べ、その過不足分を清算する手続きです。

源泉所得税の納期の特例を受けている方の納付期限：1月20日(月)

○事務局では年末調整の計算等のご相談を随時お受けしています。

ご相談の際には下記書類をお持ちください！

①源泉所得税の納付書

前期分(1~6月)支払い済みの納付書控・今期分(7~12月)納付書

②源泉徴収簿

③控除証明書

・生命保険(一般、介護医療、個人年金)、地震保険、国民年金保険料の控除証明書、国民健康保険料の令和6年中に支払った納付額

### ◆青色申告会員必携(冊子)のご案内

会員必携とは……「青色申告制度の基本」から「税金の申告や納税」まで知りたいと思うことを手軽に調べられるように編集された冊子となります。

令和6年分申告用の会員必携が出来上がりました！

確定申告の参考となる便利な内容となっております。

※本部会員(会費を口座振替又は振込にしている方)の方は一冊700円(送料税込)で販売いたします。ご希望の方は事務局までご連絡下さい。(事務所内での販売は500円)

### ☆年末年始事務所の休館日☆

令和6年12月28日(土)~令和7年1月5日(日)

\*お申込み・お問い合わせ\*

(一社)横浜中青色申告会

☎045-681-3310

Mail aoiro@maple.ocn.ne.jp

